

令和7年手術実施件数

(令和7年1月～令和7年12月までの手術件数)

1. 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	5
イ	黄斑下手術等	88
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	1
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	3
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	2
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	5
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	19

3. 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成手術等	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	2
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	—

4. 区分4に分類される手術		手術の件数
合計		678

5. その他に区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		14
乳児外科施設基準対象手術		—
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術（電池交換を含む）		12
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む） 及び体外循環を要する手術		—
経皮的冠動脈形成術		
急性心筋梗塞に対するもの		15
不安定狭心症に対するもの		13
その他のもの		22
経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術		
急性心筋梗塞に対するもの		11
不安定狭心症に対するもの		9
その他のもの		24

緊急整復固定加算及び緊急挿入加算に関する手術件数		手術の件数
大腿骨近位部骨折後 48 時間以内に実施した手術		59

※厚生労働省の基準に基づく区分